「ガスと暮らしの安心」運動実施中

9月1日㈫から11月30日㈪日まで「ガスと暮らしの安心」運動を実施しています。この機会にガス機器やガスコードの安全点検をしましょう。

◆ガス機器はガスの種類に合ったものを使用。引っ越しや新しいガス機器を購入するときは、必ずガスの種類を確認。

※東金市ガスには「12A」と表示されている機器が適合します。プロパン用の機器・ガスコードは使用できません。

◆ガス機器やガスコードは、こまめに掃除・点検。

◆不完全燃焼防止機能装置付き小型湯沸器や立消え安全装置付きガステーブルなどでガス事故を防止。

◆万一のガス漏れに備え24時間ガス漏れを監視するガス警報器を使用。不完全燃焼で発生する一酸化炭素や火災も感知する「複合型」ならさらに安心です。

◆ガスと安全につきあう5か条

①ガス臭いと感じたら窓や戸を大きく開けて換気を。換気扇などのスイッチは着火源となるおそれがあるので、絶対にふれない。すぐにガス課に連絡する。

②換気を十分にして不完全燃焼を起こさない。

③風呂、洗濯機、シャワーに小型湯沸器は使用しない。

④料理中は、ガステーブルから離れない。

⑤地震が発生したら、まず落ち着いて使用中のガス機器の栓と元栓を閉める。

◆ガス機器とガス栓は、正しい接続を

ガス機器とガス栓は、タイプによって接続に使用するゴム管、ガスコードなどが異なります。無理な接続は、ガス漏れ、火災などの原因となります。ガス機器、接続具の取扱説明書をよく読み、形状の合ったものを正しく接続しましょう。特に季節に応じて出し入れするガスファンヒーターは注意しましょう。

◆CO（一酸化炭素）中毒の危険性について

CO（一酸化炭素）は、無色・無臭で感知しにくい気体ですが、毒性は強力です。

COを吸い込むと身体が酸素欠乏状態となります。ガス機器を使用中に脱力感、頭痛、めまい、吐き気、目がチカチカするなどの症状が出たら、それはCO中毒の初期状態です。重症になると、手足がしびれて動けなくなったり、意識不明や死亡に至ることがあります。

◆業務用にガスをお使いの方へ

近年、業務用厨房でのCO中毒事故が多発しています。ガス機器使用時は必ず換気扇・排気設備を回しましょう。不十分な換気や排気は、CO中毒の原因になります。特に油や粉を多く使用する厨房では、短期間で給排気口などが閉塞しやすく、換気状況が悪化するおそれがあります。

ガス機器や換気設備の日常のお手入れ・定期的なメンテナンスが必要です。CO中毒はお店の方だけでなく、お客様にも被害が出るケースがあります。

◆ご存じですか。ガス管の資産区分

土の中に埋められたガス管（亜鉛メッキ鋼管）は、一般的に年が経つとともに腐食が進行しています。その埋設環境により差がありますが、およそ20年が取り替えの目安といわれています。敷地内のガス管はご自身の大切な資産であり、ひとたび異常が発生すれば、快適な暮らしができません。道路に埋設されたガス管はガス課で腐食・地震に強い管に順次入れ替えています。敷地内の古くなったガス管の入れ替えは自己負担になりますが、早めの取り替えをお勧めします。

問い合わせ▼ガス課　☎（52）2408

忘れない 暮らしの下に 下水道
9月10日は下水道の日

下水道が整備された区域の家庭や事業所などから出た汚水は、浄化センターできれいな水に生まれ変わって川や海に戻され、公共用水域の水質保全や良好な生活環境の向上に役立っています。しかし、せっかく下水道が整備されていても、皆さんが接続しなければ全体の生活環境の改善は進みません。下水道が使用できる区域にお住まいで、まだ下水道に接続していない方は、1日も早く下水道に接続をお願いします。

本市の下水道接続状況（平成27年3月末現在）

区分	世帯	人口
下水道が利用できる区域	10,754	25,164
下水道接続済み	9,703	22,706
下水道未接続	1,051	2,458
下水道接続済みの割合	90.2%	

◆下水道接続工事は排水設備指定工事店へ

市では下水道接続工事を行うのに十分な知識、技術、施行能力を有する事業者を指定しており、この排水設備指定工事店でなければ接続工事ができません。接続工事や市への各種手続の代行は排水設備指定工事店へ直接依頼してください。

※排水設備指定工事店は、市ホームページをご覧になるか、下水対策課へお問い合わせください。

◆公共下水道をお使いの方へ

・水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙は流さないようにしましょう。

・風呂の排水口に髪の毛を流さないようにしましょう。

・台所の生ごみ、てんぷら油などの油脂類は流さないようにしましょう。

・個人の敷地内の下水道施設（宅内排水設備）は原則、使用者が維持管理を行います。万が一、つまりなどのトラブルが発生した場合は、排水設備指定工事店へご相談ください。

問い合わせ▼下水対策課　☎（50）1160

マイナンバーの通知カードを送付します

10月から、住民票を有する全ての人に一人ひとつのマイナンバー（個人番号）が通知されます。

市からも順次、住民票の住所にマイナンバーの通知を送付します。住民票の住所と異なる場所に住んでいる方は、必ずお住まいの場所に住民票の異動をお願いします。

個人の証明書にもなる顔写真付きICカード「個人番号カード」とは異なりますが、今後の手続きに必要となるものですので、大切に保管してください。

なお、「個人番号カード」についての案内を通知カードに同封予定です。

※詳しくは内閣官房のホームページ（http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/）をご覧ください。

問い合わせ▼市民課　☎（50）1131

お知らせ　知っていますか 屋外広告物のルール

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

屋外広告物は、私たちが暮らすまちの情報を提供する役割や、景観の一部としてまちの表情を彩り、まちを活性化する働きをもっています。しかし、屋外広告物が無秩序に表示されると景観を損ねることにもなりかねません。美しい地域づくりのために、皆さんの周りの屋外広告物を見直してみましょう。

◆広告物にはさまざまな種類があります

屋外広告物とは、「常時または一定期間継続して、屋外で公衆に表示されるもの」を指し、屋上広告、野立広告、壁面広告やアドバルーンなどさまざまな種類の広告物があります。

◆広告物には許可が必要です

街の美観の維持や公衆に対する危険防止などのため、屋外広告物の設置場所や大きさなどは屋外広告物法および千葉県屋外広告物条例で規制され、掲出の際には許可申請が必要です。

◆広告物にはルールがあります

広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）や、表示してはいけない物件（禁止物件）があります。また、表示してもよい地域（許可地域）についても、表示できる大きさが決まっています。詳しくはご相談ください。

問い合わせ▼都市整備課　☎（50）1150

お知らせ　飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

犬を飼い始めたら、生涯に一度の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。犬を飼い始めた方や、まだ注射をしていない方は、開業獣医で注射を受けた後、注射済証を持参し市役所で手続きをしてください。登録時には犬の鑑札、注射を受けた犬には注射済票を発行します。

また、飼っている犬が死亡したときや、他の市町村から転入したときなども届け出が必要ですので手続きをお願いします。

費用▼新規登録3千円、注射済票550円

問い合わせ▼環境保全課　☎（50）1170